

令和4年2月18日

水産庁

漁獲量の報告スキーム及び漁獲量の計量等の実務について

① 漁獲量の計量の実務（誰が、いつ、どこで、どのような方法で計量しているか）

- 漁業法の規定により漁業者が国又は都道府県に報告すべき漁獲量については、漁獲量管理の対象となっている魚種（以下「TAC魚種」という。）の報告に即時性が求められることから、原則として陸揚げ日を起算として一定期間内に国又は都道府県に報告することが義務付けられている。（他方、漁獲量管理の対象となっていない魚種の漁獲量については、漁業者の資源管理の取組の状況を把握するための一要素として報告を求めており、TAC報告のような即時性や正確性を求めているものではない。）

- 報告対象となる漁獲量については、水揚げ港に隣接する産地市場において、市場関係者（漁協）が、陸揚げ直後、漁獲量の規模、水揚げの形状（生鮮又は冷凍）や多様な漁業の漁獲実態に応じて、計量の上、確定されている。

- 主な事例は以下のとおり。

1. 生鮮で水揚げする場合

- (1) 大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及び沖合底びき網漁業の一部
同一の操業でサバ、イワシ、サンマ、スケソウダラのような魚種を一括して漁獲する漁業。

漁獲物の水揚げ後、漁業者立会いの下、市場関係者が次の①又は②の方法により計量の上、報告対象となる漁獲量を確定させる。

- ① 水揚げされた漁獲物をトラックの荷台に積みこんだ上で、トラックスケールを用いて計量

- ② 水揚げされた漁獲物を直接タンク（約1トン単位から720キロ単位まで様々）に分け、当該タンクの容量により計量

なお、大中型まき網漁業の一部（九州）では、

- イ) 水揚げされた漁獲物を魚種ごとに選別・箱詰めし、
- ロ) 箱詰めされた箱全体の重量から1箱当たりの平均重量を特定させ、
- ハ) 箱数に平均重量を乗じて量を確定させ、

当該水揚げに係る漁獲量を確定させる場合もある。

(2) 沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業

同一の操業でカレイ類等、多種類の魚種を一括して漁獲するものの、洋上（漁船内）で魚種の選別・箱入れを行った上で、箱数により漁業者が漁獲量を予め把握している漁業。

漁獲物の水揚げ後、漁業者立会いの下、市場関係者が次の方法により計量の上、報告対象となる漁獲量を確定させる。

- ① 一箱当たりの重量を計量
- ② 箱数から全体数量を換算

(3) 沖合底びき網漁業、ずわいがに漁業

ズワイガニ等、一個体当たりの単価が高い魚種を漁獲する漁業船内で1尾ずつ活魚水槽に入れる等、漁業者が漁獲物の個体数を予め把握。

漁獲物の水揚げ後、漁業者立会いの下、市場関係者が1尾ずつ重量を計量し報告に用いる漁獲量を確定。

（なお、漁獲管理の対象となる「数量」は、採捕する水産資源の重量（原則はトン）によって表すことが一般的であるが、水産資源の特性によっては個体数（頭、尾）によって表すことも可能としている。）

(4) かつお・まぐろ漁業

大型の魚種を漁獲する漁業であり、洋上（漁船内）で漁業者が漁獲尾数により漁獲量を概ね把握。

漁獲物の水揚げ後、漁業者立会いの下、市場関係者が、以下のいずれかの方法により計量し、報告に用いる漁獲量を確定。

- ・ 1尾ずつ計量（クロマグロ、メバチ、カジキ類）
- ・ 1～2尾ずつ計量（ビンナガ）
- ・ 漁獲物を入れたタンクに移し、タンク単位で計量（サメ類）
- ・ 魚そうから1尾ずつ取出し、各規格（重量等）に分類しカゴ・発泡スチロールに入れ、カゴ・発泡スチロールを計量（カツオ、ビンナガ（釣り））

(5) 定置漁業

多種多様な魚種を漁獲するが、数量管理の対象となる魚種（クロマグロ）については、水揚げ後、漁業者立会いの下、市場関係者が一尾ごと計量し報告に用いる漁獲量を確定。

2. 冷凍で水揚げする場合

(1) 海外まき網漁業

漁獲したカツオ等を、船内で凍結。漁業者が洋上で漁獲量の概数を把握。漁獲物の水揚げ後、漁業者立会いの下※、市場関係者が、漁獲物を魚種別及びサイズ別に選別。その後、以下のいずれかの方法により計量の上、報告に用いる漁獲量を確定。

① 漁獲物を金属製のかご（パレット）に入れ、トラックの荷台に積んだ上で、トラックスケールを用いて計量

② 漁獲物を入れた金属製のかご（パレット）ごとに計量

※ 今般の焼津の事件の報告書によれば、市場に出入りするトラックの経路が整理されておらず、冷凍カツオを積んだトラックが、トラックスケールで計量せずに他所に行く余地があったとのこと。

(2) 遠洋カツオ一本釣り

漁獲したカツオ等を、船内で凍結。漁業者が洋上で漁獲量の概数を把握。漁獲物の水揚げ後、漁業者立会いの下※、市場関係者が、漁獲物を魚種別及びサイズ別に選別。その後、(1)の①の方法により計量し、報告に用いる漁獲量を確定。

(3) いか釣り漁業

漁獲したイカを漁船内で冷凍のブロックや一本ずつ凍結した製品に製造（一本ずつ凍結したものは箱詰め）。漁業者が製品数により漁獲量を把握。岸壁において、漁獲物を水揚げし、漁業者が立会いの下、市場関係者等の第三者が、製品数から数量を換算し報告に用いる漁獲量を確定。

(4) 遠洋まぐろはえ縄漁業

漁獲したマグロを船内で凍結処理、漁業者が尾数等により漁獲量を把握。漁獲物を水揚げし、漁業者立会いの下、市場関係者がトラックの荷台に積んだうえで計量し、報告に用いる漁獲量を確定。

②計量した漁獲量の報告ルート（誰が誰に報告するのか）

- 漁業法に基づく漁獲量報告は、漁獲物を漁獲した漁業者が、水揚げ後に計量の上確定した漁獲量を漁業の許可又は免許等を行った行政庁（農水大臣又は都道府県知事）に対して報告することになる。

- なお、T A C魚種の漁獲量の報告は、即時性が求められることから、原則として水揚げした日の属する月の翌月 10 日まで（個別割当てによる管理を行うもの（まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業、くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業等）については、さらに即時性が求められることから陸揚げした日から 3 日以内）に、大臣管理漁業にあつては農林水産大臣、知事管理漁業にあつては都道府県知事に報告するよう義務を課しており（漁業法第 26 条、第 30 条）、無報告や虚偽報告を罰則の対象としている（漁業法第 193 条）。
- 他方、T A C魚種以外の魚種の漁獲量の報告については、漁業者の資源の利用状況の把握や資源評価への活用等を目的として、漁獲量も省令等の下位法令で報告事項としているが、これらの魚種の漁獲量把握は、数量管理を目的としたものではなく、即時性を求めるものではないことから、漁業種類の実態に応じた報告期限を設定（一航海が長期に亘る場合は当該航海終了後 1 か月以内、様々な実態がある知事管理漁業の場合は漁期終了後 1 か月以内等、漁業権に基づく漁獲量報告は漁場の適切かつ有効な活用を把握するための一環として年 1 回）しており、当該漁獲量の報告がないことのみをもって直ちに罰則を科すことはしていない。
- 漁業者による漁獲量報告は、実態上は、漁業者からの委任を受けて漁協が代理で報告しているが、報告義務はあくまでも漁業者に課せられている。

③ 漁獲報告の義務を負う者に対して求めている報告の根拠資料など、漁獲量の計量の正確性を確保するための措置

- 上述したとおり、漁業者が陸揚げ後に自ら立ち合いの下で市場関係者による計量によって報告すべき漁獲量を確定させることになるが、当該漁獲量については、市場関係者が漁業者に発行する魚種、数量、販売金額等を記載した仕切書（漁業者が市場を通さずに直接小売店等に販売する場合（相対取引の場合）は、販売先が発行する取引伝票）が報告の根拠資料となる。

④ 未報告事案の検知方法

(1) T A C対象魚種

- ②で記載したとおり、T A C対象魚種の漁獲量（現時点で、くろまぐろ、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがにの8魚種）の報告は、数量管理を目的としたものであることから、大臣管理・知事管理の区分にかかわらず、漁獲量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者には罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）を科すことにより未報告等を抑止している（漁業法第26条第1項、第193条第1号）。
 - 漁協が漁業者からの委任を受けて代理で報告している場合も、あくまでも罰則の適用は漁業者である。
 - 知事管理分の漁獲量については、都道府県に国への報告を求めており、農林水産大臣は大臣管理分も含めて、国全体の漁獲量を把握し、水産庁がT A C魚種別・都道府県別の漁獲量を定期的に公表している。
- ※ 仮に未報告等の疑義があった場合は、一義的には、当該漁業者の管理主体（知事管理漁業であれば当該漁業者の許可又は免許を行った知事）が事実関係を確認することになる。

(2) T A C対象魚種以外

- ②で記載したとおり、T A C対象魚種以外の許可に基づく漁業の漁獲量の報告は、漁業者の資源の利用状況の把握や資源評価への活用等を目的としていることから、漁獲量の未報告等をもって直ちに罰則を科すことはしていない（漁業法第52条第1項、第58条、第176条第1項）。
- また、漁業権に基づく漁業の漁獲量の報告は、漁場を適切かつ有効に活用していることの確認を目的としており、年に一回程度、漁場の利用状況が判断できる程度の精度又は単位で足りることとしている（漁業法第90条第1項、第176条第1項）。

⑤ 漁獲報告に関するシステムの概要

- 上述したとおり、漁獲量報告は、漁業者と漁獲物の譲渡先の第三者である市場関係者との間で計量等を通じて確定した数量（具体的には、市場の運営主体（単協など）で発行される仕切書）を根拠として行われる。
- 水産庁としては、主要市場で発行される仕切書からの漁獲データ等を電子的に収集し、このデータを一元管理することによって、漁獲量に基づく漁業管理や資源管理の取組や資源評価といった行政活動に活用するシステムの構築を進めている。
- 本システムは、令和3年度で200市場以上の市場で導入に着手しており、令和4年度中にさらに対象市場を追加し、順調にいけば、令和5年度には、400市場においてシステムが稼働できる見込みである。
- 本システムでは、漁業者別に漁獲量が管理できることから、漁獲量報告を受けべき行政庁が管理する漁業者が、当該行政庁と異なる行政庁が管轄する水揚げ地で水揚げした場合であっても、当該水揚げ地に本システムが導入されていれば、当該漁業者の漁獲量を捕捉することが可能となる。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

（漁獲量等の報告）

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内（※原則として、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内）に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 （略）

（漁獲量等の報告）

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 （略）

（資源管理の状況等の報告等）

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

2 （略）

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 （略）

（報告徴収等）

第一百七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 （略）

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二～五 (略)
- 六 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 七 第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）

（漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第十六条 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

- 2 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 採捕した特定水産資源
 - 三 漁獲割当管理区分
 - 四 設定を受けた年次漁獲割当量
 - 五 特定水産資源ごとの漁獲量
 - 六 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日
 - 七 その他参考となるべき事項
- 3 (略)

（資源管理の状況等の報告）

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

- 2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 漁業権の種類及び免許番号
 - 二 報告の対象となる期間
 - 三 資源管理に関する取組の実施状況
 - 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
 - 六 その他必要な事項
- 3 法第九十条第二

令和二年農林水産省告示第二千二百三十二号(漁業の許可及び取締り等に関する省令第十四条第三項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式)(令和二年農林水産省告示第二千二百三十二号)

漁業の許可及び取締り等に関する省令第十四条第三項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式は、次の表の上欄に掲げる報告書ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる提出期限及び同表の下欄に掲げる様式とする。

報告書	提出期限	様式
沖合底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第一
以西底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第二
遠洋底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第三
東シナ海はえ縄漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第四
大西洋等はえ縄等漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第五
太平洋底刺し網等漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第六
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書(日本海・九州西部)	翌月の十日まで	様式第七
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書(北部太平洋・中部太平洋・南部太平洋)(かつお・まぐろ類)	翌月の十日まで	様式第八
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書(太平洋中央・インド洋)	毎月十日、二十日及び末日まで	様式第九
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書(太平洋)(かつお・まぐろ類以外)	翌月の十日まで	様式第十
基地式捕鯨業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十一
母船式捕鯨業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第十二
かじき等流し網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十三
東シナ海等かじき等流し網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十四
かつお・まぐろ漁業に係る漁獲成績報告書(浮きはえ縄・百二十トン以上)	毎月十日、二十日及び末日まで	様式第十五
かつお・まぐろ漁業に係る漁獲成績報告書(浮きはえ縄・百二十トン未満)	陸揚げ後十日以内	様式第十六
かつお・まぐろ漁業に係る漁獲成績報告書(釣り)	陸揚げ後十日以内	様式第十七
中型さけ・ます流し網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十八
北太平洋さんま漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十九
ずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第二十
日本海べにずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第二十一
いか釣り漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第二十二

様式 (略)

